鹿児島相互信用金庫と鹿児島労働局との

「働き方改革にかかる包括連携」に関する協定書

鹿児島相互信用金庫(以下「甲」という。)と、鹿児島労働局(以下「乙」という。)とは、鹿児島県内企業における職場の働き方改革を連携して推進するため、次のとおり相互の連携を強化するための包括協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙がパートナーとして、鹿児島県内企業における働き 方改革を連携して推進することを目的とする。

(連携事項)

- 第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について、協議の上、 連携して協力する。
- (1)女性の活躍促進、ワーク・ライフ・バランスの推進、労働環境の改善、 その他働き方改革に関すること。
- (2)企業の労働生産性向上に資する取組に関すること。
- (3) 若年者の県内就職促進、及び定着促進に関すること。
- (4) 若年者のキャリア開発等、人材育成に関すること。
- (5)乙の施策の普及・促進に関すること。
- (6)働き方改革に係る好事例の共有・発信に関すること。
- (7)その他、本協定の目的に資すること。
 - 2 甲と乙は第 2 条 (1) から (7) の目的を達成するため、定期的に協議を 行うものと

する。

(協定の見直し及び解約)

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更等の申し出があった場合は、 甲乙協議の上、必要な変更等を行う。

(疑義への対応)

- 第4条 この協定に定めの無い事項、又はこの協定に定める事項に関して疑義 等が生じた際は、甲乙は誠意をもって協議し、これを解決するものと する。
- 以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名 押印の上、各自1通を保有するものとする。